

議案第161号

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更の認可について

令和3年8月10日付けで別紙申請書により申請のあった公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更については、申請のとおり認可する。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更について認可をするため、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

公大阪財務本第48号

令和3年8月10日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪市長 松井 一郎 様

公立大学法人大阪

理事長 西澤 良記

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更の認可申請について

標題について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定により、公立大学法人大阪が徴収する料金の上限を別紙のとおり変更することについて、認可されるよう申請します。

## 公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更について

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（平成31年4月1日認可）を次のように変更し、設立団体の長の認可の日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>1 公立大学法人大阪が運営する大学に係る料金の上限</u></p> <p>(1) <u>検定料、入学料、登録料及び授業料の上限額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(3) <u>学位論文審査料の上限額は、1件につき57,000円とする。</u></p> <p>(4) <u>獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(5) <u>医学部附属病院の使用料等の上限額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</u></p> <p>ア <u>診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係</u></p>	<p><u>1 公立大学法人大阪が運営する大学に係る料金の上限</u></p> <p>公立大学法人大阪が運営する大学の検定料、入学料及び登録料の上限額は、別表第1のとおりとする。</p>

る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の110を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ アにより算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療報酬の算定方法に準じて算定した実費相当額とする。

ウ 診断書、検案書又は証明書の交付を受けるときの手数料の上限額は、1通につき5,500円とする。

(6) 卒業証明書、修了証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1通につき500円とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

[削る]

## 2 大阪府立大学に係る料金の上限

(1) 授業料の上限額は別表第2のとおりと

し、実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は別表第3のとおりとする。

(2) 研修料の上限額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 他の大学が実験を要する部門に研修員を派遣する場合 月額34,020円

イ 他の大学が実験を要しない部門に研修員を派遣する場合 月額17,010円

ウ 大学以外のものが研修員を派遣する場合 月額63,990円

(3) 学位論文審査料の上限額は、1件につき57,000円とする。

(4) 研究料の上限額は、研究員1名につき月額36,660円とする。

(5) 研究推進機構に放射線又は放射性同位元素に関し照射、試験及び調査を依頼するときの手数料の上限額は、別表第4のとおりとする。

(6) 研究推進機構の放射線施設を利用するときの使用料の上限額は、1人1日につき3,130円とする。

(7) 生命環境科学域附属獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第5のとおりとする。

(8) 心理臨床センターの面接料等の上限額は、別表第6のとおりとする。

(9) 卒業証明書、修了証明書、成績証明書又は単位修得証明書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受

[削る]

ける場合を除く。) の手数料の上限額は、  
1 通につき400円とする。

(10) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第  
105条に規定する特別の課程 (以下「特別  
の課程」という。) の受講者の選考手数料  
の上限額は、1 名につき9,800円とする。

(11) 特別の課程の受講料の上限額は、1 時  
間につき1,400円とする。

(12) 公開講座の受講料の上限額は、1 時間  
につき1,420円とする。

(13) 実験用動物の飼育の手数料の上限額  
は、1 ケージにつき日額3,560円とする。

(14) 研究用の機器の利用料の上限額は、1  
時間につき26,480円とする。

### 3 大阪市立大学に係る料金の上限

(1) 授業料の上限額は、別表第7のとおり  
とする。

(2) 大学院博士課程を修了しない者の博士  
の学位審査手数料の上限額は、1 件につ  
き57,000円とする。

(3) 医学部附属病院の使用料等の上限額  
は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次  
に定める額とする。

ア 診療を受ける者の入院料、手術料、  
投薬料その他の使用料の上限額は、診  
療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働  
省告示第59号)、入院時食事療養費に係  
る食事療養及び入院時生活療養費に係  
る生活療養の費用の額の算定に関する  
基準 (平成18年厚生労働省告示第99号)  
又は公害健康被害の補償等に関する法

律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に100分の110を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

イ アにより算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療報酬の算定方法に準じて算定した実費相当額とする。

ウ 診断書、検案書又は証明書の交付を受けるときの手数料の上限額は、1通につき5,500円とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

2 公立大学法人大阪が運営する高等専門学校に係る料金の上限

(1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第4のとおりとする。

[(2)・(3) 略]

(4) 前3号に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合におけるその上限額は、実費相当額とする。

別表第1 (1(1)関係)

[表 別紙2 挿入]

4 大阪府立大学工業高等専門学校に係る料金の上限

(1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第8のとおりとする。

[(2)・(3) 同左]

[新設]

別表第1 (1関係)

[表 別紙1 挿入]

<p>[備考 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>別表第2</u> (1(2)関係)</p> <p>[表 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>別表第3</u> (1(4)関係)</p> <p>[(1)~(15) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>別表第4</u> (2(1)関係)</p> <p>[表 略]</p>	<p>[備考 同左]</p> <p><u>別表第2</u> (2(1)関係)</p> <p>[表 別紙3 挿入]</p> <p><u>別表第3</u> (2(1)関係)</p> <p>[表 同左]</p> <p><u>別表第4</u> (2(5)関係)</p> <p>[表 別紙4 挿入]</p> <p><u>別表第5</u> (2(7)関係)</p> <p>[(1)~(15) 同左]</p> <p><u>別表第6</u> (2(8)関係)</p> <p>[表 別紙5 挿入]</p> <p><u>別表第7</u> (3(1)関係)</p> <p>[表 別紙6 挿入]</p> <p><u>別表第8</u> (4(1)関係)</p> <p>[表 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

[別表第1 (1関係) 別紙1]

区分	検定料	入学料又は登録料	
		甲	乙
学生	30,000円	282,000円	382,000円
科目等履修生	9,800円	28,200円	38,200円
研修生又は研究生	9,800円	84,600円	114,600円

[別表第1 (1(1)関係) 別紙2]

区分	検定料	入学料又は登録料		授業料
		甲	乙	
学生	30,000円	282,000円	382,000円	年額 535,800円 (学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000円)
科目等履修生	9,800円	28,200円	38,200円	1単位の額 14,800円
研修生又は研究生	9,800円	84,600円	114,600円	月額 29,700円
特別履修生	—	—	—	1単位の額 14,800円
特別研究生	—	—	—	月額 29,700円

[別表第2 (2(1)関係) 別紙3]

区分		授業料	
学域又は学部		年額	535,800円
大学院の研究科		年額	535,800円
科目等履修生	学域又は学部	1単位の額	14,800円
	大学院の研究科	1単位の額	14,800円
研究生	学域又は学部	月額	29,700円
	大学院の研究科	月額	29,700円
特別聴講学生	学域又は学部	1単位の額	14,800円
	大学院の研究科	1単位の額	14,800円
特別研究学生	大学院の研究科	月額	29,700円

[別表第4 (2(5)関係) 別紙4]

区分		単位	金額	加算額	
照射	放射線発生装置による場合	1 分間	37,080円	照射の依頼者が照射証明書を必要とする場合 1 通につき1,560円	
	放射線同位元素による場合	1 時間	39,800円		
非破壊検査	放射線発生装置による場合	10分間	13,820円	検査の依頼者がフィルムを必要とする場合 1 枚につき3,970円	
	放射線同位元素による場合		11,930円		
機器測定	放射能自動測定器、マルチチャンネル波高分析器、液体シンチレーションカウンター又は低バックグラウンド放射能測定器による場合		1 時間	12,670円	1 試料の調製について、試料を乾燥固化、溶解、粉碎その他の方法で加工する場合又はひょう量、浸漬 <sup>せき</sup> 等の前処理をする場合でそれに要する時間が15分間を超えるとき 超過 1 時間につき 5,750円
	その他の機器による測定	研究推進機構において行う場合	1 件	16,330円	2 試料の調製について特別に薬品、原材料等を必要とする場合 実費相当額
		事業所等において放射線の測定を行う場合	4 時間	23,150円	事業所等に研究推進機構の職員を派遣するにつき旅費等を必要とする場合 公立大学法人大阪教職員等の旅費の支給に関する規程の規定により算定した旅費に相当する額
超過 1 時間	7,220円				

備考

- 1 時間の計算については、単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
- 2 非破壊検査の場合における時間の計算については、当該検査のための照射時間による。
- 3 事業所等において放射線の測定を行う場合における時間の計算については、研究推進機構

からの往復時間及び当該事業所等での準備に要する時間を含む。

[別表第6 (2(8)関係) 別紙5]

項目	単位	金額
受理面接	1 件	2,610円
心理教育面接		2,080円
遊戯面接		2,200円
臨床心理面接		2,080円
心理検査		3,660円

[別表第7 (3(1)関係) 別紙6]

区分	授業料
学生	年額535,800円（学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生にあつては、804,000円）
科目等履修生	1単位の額 14,800円
研修生	月額 29,700円

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。